

令和2年第2回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和2年6月4日午前8時59分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	檜木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	森岡真輝	局長補佐	檜山裕子
------	------	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課 企画員	中島正博	総務政策課員 企画員	芝健治
税務課長	平尾好孝	住民生活課長	坂本厳
住民生活課 企画員	宮本真里	住民生活課員 企画員	木村陽子
住民生活課 企画員	陸平志保	住民生活課員 企画員	瀬田和哉
産業建設課長	栗田信孝	産業建設課員 企画員	山根康生

産業建設課 企画員	吉田 忠弘	上下水道課長	橋本 秀行
上下水道課 企画員	谷本 誠	教育委員会 総務課長	中松 秀夫
教育委員会 総務課 学校給食センター 長	前芝 由希	教育委員会 生涯学習課長	三浦 誠

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 9 号 令和 2 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 報告第 10 号 令和 2 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 51 号 上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 52 号 上富田町子どもの権利に関する条例
- 日程第 8 議案第 53 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 54 号 令和 2 年度上富田町一般会計補正予算（第 2 号）

△開 会 午前8時59分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回上富田町議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ちまして、5月から10月までクールビズ期間となっております。上富田町議会でも、6月から9月定例会までクールビズとしてノーネクタイで会議することを決定し、また町作製のポロシャツの着用も許可しております。それに伴いまして、本議会はノーネクタイとさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

なお暑いときは、議長判断により上着を取っていただくことになっております。本日は上着を取っていただいても結構かと思えます。当局の方も上着を取っていただいても結構であります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時00分

再開 午前 9時21分

○議長（大石哲雄）

再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において1番、山本哲也君、2番、正垣耕平君を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの14日間にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は14日間に決しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

諸般の報告をいたします。

令和2年3月定例会以降の議員活動及び地方自治法第121条の規定により出席要求した6月定例会の説明員については、お手元に配付しています。

また、本定例会までに提出のありました日本政府両院議長への意見書議会決議・意見書採択の陳情書の陳情につきましても、写しをお手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問通告の締切りは本日6月4日午後3時までとなっておりますので、質問内容を具体的に、また討論の方式も記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時22分

再開 午前 9時23分

○議長（大石哲雄）

再開します。

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

議会開会后、すぐに暫時休憩をしていただき、総務教育常任委員会、議会運営委員会を開催していただき、誠にありがとうございました。

議員の皆さんには、貴重なお時間を取っていただき、大変申し訳ございませんでした。深くおわびを申し上げます。

本日ここに、令和2年第2回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中、ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のため格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝申し上げます。

4月16日から47都道府県に拡大されていた新型コロナウイルスの緊急事態宣言が徹底的なクラスター対策を講じることで感染拡大を防止することができるレベルにまで抑え込むことができたことと判断され、5月25日に47都道府県全てで緊急事態宣言が解除されました。しかし、緊急事態宣言が解除された後にも、身の回りにはウイルスは確実に存在し、感染者が増加すれば二度目の緊急事態宣言が出されることもあるために、今後しばらくは対策本部を設置したまま感染予防を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症への感染は誰でも生じるものであり、感染状況に関する情報が特定の個人や地域、また医療関係者が風評被害を受けることがないようにしたいものです。また、今も懸命に新型コロナウイルス感染症の治療に従事されている医療従事者の方々及び私たちの生活を支えるためにご尽力をいただいている方々に心からお礼を申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。

さて、本年も梅の収穫最盛期となりました。JA紀南の梅産地情報によりますと、4月の定点着果調査は、小梅、古城、南高ともに、前年、平年より少ない状況となっており、着果程度の状況としては、平たん部はやや多く、山間部は少ない傾向にあり、園地によりばらつきが見られています。また、主力の南高の満開期が平年より13日程度早く、開花終期も12日ほど早くなっています。開花期間中の気象変動により、受粉状況に影響しているのではと見られています。このような情勢でございますが、青梅の品質や収量が安定し、青梅、梅干しの価格がよりよい価格で推移することを願っています。

次に、令和2年春の叙勲で、清水治氏が上富田町消防団第五分団長として、長年消防活動にご尽力された功績により、瑞宝単光章を受章されました。例年、町主催の祝賀会

を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症対策により、今回、皆様方には報告のみとさせていただきます。

次に、令和元年度の一般会計の決算状況についてご報告させていただきます。

令和元年度は、文化会館の防水事業や、ねんりんピック紀の国わかやま大会の開催事業に取り組んできたところであります。厳しい財政状況の中ではありましたが、結果としては財政調整基金や減債基金を取り崩す必要のない決算となる見込みであります。議員各位のご理解とご協力の下、税収の確保や行財政改革に職員一丸となって取り組んだ成果が顕著に現れたものと評価しているところであります。

しかしながら、町債の年度末現在高につきましては、町内の小中学校への空調設備の設置工事により前年度からは増加する見込みであります。また、実質収支額は前年度並みの黒字決算を見込んでおります。引き続き厳しい財政運営となりますが、皆様のご協力をお願いいたします。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案は、報告事項として、令和2年度特別会計補正予算2件、条例の一部改正1件、条例の制定1件、指定管理者の指定1件、令和2年度一般会計補正予算1件の計6件であります。

なお、追加議案として、上富田町朝来財産区管理委員会委員の選任に関する人事案件2件について、本定例会中に上程させていただきますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、諸議案について、その概要をご説明申し上げます。

報告第9号と報告第10号につきましては、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業、住宅新築資金貸付事業についての補正予算（第1号）でございます。それぞれの会計で令和元年度の決算において歳入不足が生じたため、5月29日付で専決処分をし、前年度繰上充用金をもって充当補填をいたしましたので、これをご報告し承認を求めらるるものであります。

次に、議案第51号につきましては、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

この条例につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者への介護保険料の軽減措置について本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第52号につきましては、上富田町子どもの権利に関する条例（案）でございます。

この条例は、上富田町が実施する子供施策全ての基本となると同時に、次代を担う子供たちが安全で安心して育つことができる環境づくりに取り組むために、この条例を規定し、制定するものです。

次に、議案第53号につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

この議案は、上富田町産業振興・交流施設「彦五郎」について、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続などに関する条例第5条の規定により、社会福祉法人ふたば福祉会を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案第54号につきましては、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第2号）でございます。

今回既定額に1億6,273万7,000円を追加し、予算総額を78億9,480万8,000円と定めています。補正予算の主な内容は、災害避難所での新型コロナウイルス対策用物資購入費302万円、町立小中学校児童生徒に学習用ドリルの購入及び町内在住の児童生徒に図書購入費434万5,000円、町立小中学校生への1人1台ずつのタブレット端末購入費9,438万円、各学校でのネットワーク整備業務委託料5,200万円、学校教師用のカメラ、マイク、パソコンなどの購入費376万4,000円などを措置しています。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や国庫補助金、町債などを見込み措置しています。

以上が本定例会に上程いたします諸議案についての概要であります。詳細につきましては、担当課長、企画員より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

△日程第4 報告第9号～日程第9 議案第54号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第4 報告第9号、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）についての件から日程第9 議案第54号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第2号）の件まで6件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

産業建設課企画員、山根君。

○産業建設課企画員（山根康生）

おはようございます。

4月に産業建設課企画員を拝命しまして、初めて登壇し、説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、報告第9号をご説明申し上げます。

報告第9号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第8号、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

令和2年6月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第8号、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

令和2年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,275万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億90万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金の補正。

第2条、一時借入金の借入れの最高額に1億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を2億円とする。

令和2年5月29日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

2款諸収入、補正前の額に1億7,275万7,000円を追加し、3億90万2,000円、歳入合計では、補正前の額に1億7,275万7,000円を追加し、3億90万4,000円と定めています。

歳出でございます。

2款公債費、補正前の額に112万5,000円を追加し、262万5,000円。
3款前年度繰上充用金、今回新たに1億7,163万2,000円を追加し、1億7,163万2,000円。

歳出合計では、補正前の額に1億7,275万7,000円を追加し、3億90万4,000円と定めています。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いします。

6ページ、7ページをお願いします。

歳入でございます。

2款諸収入、1項収益事業収入及び雑入、1目宅地造成事業収入。補正前の額に1億7,275万7,000円を追加し、2億2,564万8,000円。経費としまして、補正前の額に1億7,275万7,000円を追加し、3億90万2,000円。

歳出でございます。

2款公債費、1項公債費、1目利子。補正前の額に112万5,000円を追加し、262万5,000円。一時借入金利子となっております。3款前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金、1目前年度繰上充用金。今回新たに1億7,163万2,000円を追加し、1億7,163万2,000円となっております。

なお、参考としまして、令和元年で前年度繰上充用金は1億7,635万9,000円となっております。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

よろしくお願いいたします。

私のほうからは、報告第10号についてご説明申し上げます。

報告第10号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。

記。

専決第9号、令和2年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）。

令和2年6月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第9号、令和2年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）でございます。

令和2年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,294万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,414万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

令和2年5月29日専決、上富田町長奥田誠。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入の1款諸収入、1項貸付金元利収入。補正前の額に1,294万2,000円を追加し、1,414万9,000円と定めています。

次に、歳出でございます。

1款公債費、1項公債費、補正前の額に11万3,000円を追加し、132万円と定めています。2款前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金、今回新たに1,282万9,000円を計上しております。

歳出合計としまして、補正前の額に1,294万2,000円を追加し、1,414万9,000円と定めております。

次の3ページ、5ページの事項別明細書総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入です。

1款諸収入、1項貸付金元利収入、1目住宅新築資金貸付金元利収入、補正前の額に1,294万2,000円を追加し、1,414万9,000円と定めております。これは貸付金元金過年度収入です。

次に、歳出です。

1款公債費、1項公債費、2目利子、補正前の額に11万3,000円を追加し、16万3,000円と定めております。2款前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金、1目前年度繰上充用金、今回新たに1,282万9,000円を計上しております。

以上でございます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、宮本君。

○住民生活課企画員（宮本真里）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第51号についてご説明いたします。

議案第51号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年6月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正。

上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

本条例の一部改正は、令和元年10月の消費税率引上げに伴い、低所得者への介護保険料の軽減がさらに強化されるもので、介護保険法施行令の一部改正に伴い、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例に規定する保険料率の特例を同法の改正に合わせて追加するものです。

軽減強化の対象者は、住民税非課税世帯である所得段階が第1段階から第3段階の方となります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしております。

以上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会総務課長、中松君。

○教育委員会総務課長（中松秀夫）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第52号についてご説明申し上げます。

議案第52号、上富田町子どもの権利に関する条例。

上富田町子どもの権利に関する条例を別紙のように制定する。

令和2年6月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町子どもの権利に関する条例（案）。

初めに、1994年（平成6年）に国が批准した児童の権利に関する条約の基本理念を踏まえた、総合型ではなく理念型で大人の責務や姿勢に重点を置き、上富田町子どもの権利に関する条例（案）を策定しています。

基本理念とは、条約が掲げる基本原則の1つ、子供の最善の利益を基盤とした生きる権利、育つ権利、参加する権利、守られる権利の、この4つの理念のことをいいます。

条文に沿って説明いたします。

第1条では、この条例の目的について定めてございます。

この条例は、子供が健やかに育つ環境づくり及び子供を社会全体で守り育て支援する基盤づくりの実現に向けた基本方針を定め、町、保護者、地域住民、学校等及び企業等

の責務を明らかにし、これらが協働して子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる事項を定めるものとするとしてございます。

地域が一体となって、次代を担う子供たちが安全で安心して育つことができる環境づくりに取り組むために子供の権利を明らかにするとともに、町や関係者や地域の責務を定めて、子供が健やかに成長することができるまちの実現を目指していきます。

第2条では、子供、学校等、企業等についての定義を定めています。

子供とは、上富田町に住んでいたり、上富田町で学んだり、いろんな活動をしたり、働いている人で年齢が18歳未満の人をいいます。ただし、18歳または19歳の人で、高等学校に在学している人や児童福祉施設に入所している人及び必要に応じて広く認める必要がある人を想定してございます。

学校とは、学校教育法に基づく施設で、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校や幼稚園、保育所、その他これらに類する教育または保育の場をいいます。

企業等とは、上富田町内で事業を営む商店、工場、事業所など事業を営む法人及び個人をいいます。

第3条では、この条例の基本方針について定めてございます。

子供と関わる際には、子供の幸せや、子供にとって何が一番大切かということを一に考えなければなりません。このことは、この条例における最も重要な基本原則となります。

子供と関わる大人は、子供の権利、子育ての意義について深く理解をし、ゆとりある子育ての環境を備えること、地域全体で子育ての喜び、実感できるまちづくりの実現ができるように進めてまいります。

上富田町の自然や環境、施設や情報など社会資源を有効に活用し、子供は地域社会全体で守られ育てられるものであることを念頭に置き、子供と大人がお互いに理解し合うことを基本とし、子供が健やかに成長することのできるまちの実現に向けて、地域全体で協働して子育てに取り組むこととしています。

第4条では町の責務について、次のページにあります第5条では、保護者の責務について、第6条では地域住民の責務について、第7条では学校の責務について、第8条では企業等の責務について定めています。また、第9条では推進計画の策定について定めています。

町は、子供に関する施策を講じていくために、子供の発達段階に応じて計画を立てて推進していくこととしてございます。町が策定する子供に関する施策、推進計画の策定に当たっては、町民の意見を十分反映していくこととしています。

子供に優しいまちづくりの実現に向けて、達成しようとする目標や内容、実施期間を

この計画の中で明らかにします。また、計画は、必要に応じて5年をめぐりとして見直していきたいと思っております。

第10条では、虐待、いじめ等の防止について定めています。

第11条では、教育啓発等の充実について定めています。

第12条では、委任について定めており、この条例の施行に関し、必要なことは町長が別に定めるとしてございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

上富田町子どもの権利に関する条例（案）で、中松課長の条文の説明に引き続き、この条例の必要性についてご説明いたします。重複するところもありますが、ご了承のほどよろしくお願いを申し上げます。

まず初めに、児童の権利に関する条約は、平成元年11月20日に第44回国連総会において採択され、日本は平成2年9月21日にこの条約に署名し、平成6年4月22日に批准を行い、平成6年5月22日から効力が生じています。

この条約は、世界の多くの18歳未満の全ての者と定義した児童が今日もなお飢え、貧困など困難な状況に置かれていることに鑑み、世界的な観点から児童の権利の尊重、保護の促進を目指したものであります。さらに一層児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切に教育が行われることが求められています。

今年、児童の権利に関する条約が批准されてから26年目を迎えましたが、児童虐待やいじめ、貧困、ネット依存など、子供を取り巻く環境には大変厳しいものがあります。子供時代に子供らしく充実した生活を送り、これによりすばらしい大人になっていく可能性、すなわち成長発達権が児童の権利の本質であることを明らかにしています。そこで、子供にとって身近な存在である町は、日本国憲法が掲げる基本的な人権の尊重や、児童の権利に関する条約が掲げる基本原則の1つ、子供の最善の利益を基盤に、生きる権利、参加する権利、育つ権利、守られる権利などの理念の下、町民と町が一体となり、子供の健やかな成長を願って取り組むべき大人などの責務を定め、子供を支援するためこの条例の制定を考えています。

子供の視点で考えるまちは、子供が安心して生き生きと活動できるとともに、大人にとっても優しく、希望に満ちたまちとなると考えています。子供に優しいまちづくりには、その事業過程において、事業当初より子供が積極的に参加し、安心して意見発表が

できる機会を保障する必要があります。その意味でも、上富田町子どもの権利に関する条例は、現在の子供だけではなく、未来に生きる子供たちに向けた私たちからのメッセージになるものではないかと考えています。

私のマニフェストの「未来を託す子どもたちが輝くまちづくり」の実現を目指し、上富田町の子供は宝であり、宝を守っていくためにも児童の権利に関する条約の理念を基に、町民と町が一体となって子供の権利を大切にするという姿勢を構築するため、自治体の法律である条例として明らかにするために上程いたすものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、吉田君。

○産業建設課企画員（吉田忠弘）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第53号についてご説明申し上げます。

議案第53号、公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出、上富田町長奥田誠。

1、指定管理者に指定を行わせる公の施設の名称、上富田町産業振興・交流施設「彦五郎」。

2、指定管理者となる団体、和歌山県田辺市文里1丁目15番13号、社会福祉法人ふたば福祉会理事長米川徳昭。

3、指定の期間、令和2年7月1日から令和3年3月31日まで。

提案理由、申し上げます。

上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により選定した社会福祉法人ふたば福祉会を上富田町産業振興・交流施設「彦五郎」の指定管理者に指定するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

今回の指定につきましては9か月間の暫定期間とし、令和2年度、道の駅くちくまの指定管理者制度の見直しスケジュールに合わせて秋に公募を行い、施設貸出しを再協議いたします。その旨についても、ふたば福祉会に説明を行い、ご理解をいただいております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

よろしくお願ひいたします。

私からは、議案第54号についてご説明をいたします。

議案第54号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第2号）。

令和2年度上富田町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,273万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億9,480万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

15款国庫支出金では、補正前の額に1億7,211万2,000円を追加し24億3,453万4,000円と定めています。16款県支出金では、補正前の額に56万1,000円を追加。19款繰入金では、補正前の額から3,629万6,000円を減額。21款諸収入では、補正前の額に36万円を追加。22款町債では、補正前の額に2,600万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に1億6,273万7,000円を追加し、78億9,480万8,000円と定めています。

次のページ、3ページでございます。

歳出です。

2款総務費では、補正前の額に384万1,000円を追加し、23億6,429万2,000円と定めています。3款民生費では、補正前の額に145万4,000円を追加。4款衛生費では、補正前の額に60万円を追加。6款商工費は、財源更正で額の補正額はございません。

7款土木費では、補正前の額に28万8,000円を追加。9款教育費では、補正前の額に1億5,655万4,000円を追加。

歳出合計では、補正前の額に1億6,273万7,000円を追加、78億9,480万8,000円と定めております。

次のページをお願いします。

第2表 地方債補正。

追加で、学校教育施設整備事業2, 600万円と定めております。起債の方法、利率、償還の方法は、当初予算のものと変更ございません。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから7ページまでは、恐れ入ります、お目通しをお願いいたします。

各内訳につきまして、歳出から説明いたしますので、12ページをお願いいたします。

3、歳出です。

2款総務費の1項総務管理費で、合わせて384万1,000円の追加。主なものは、18節備品購入費、防災用備蓄備品購入費としてございます。避難所に、体調の悪い方を隔離と言いますか、遮蔽するためのテントを何枚か購入して配備するものの費用を措置するものでございます。

続きまして、3款民生費の1項社会福祉費で20万6,000円の追加。12節役務費で通信運搬費を措置するものでございます。主には障害者手帳の配布を、これまで役所に来ていただくということをやっておりましたが、新型コロナウイルス感染症の対応もございまして、郵送に切り替えるものでございます。

2項児童福祉費で、合わせて124万8,000円を追加。主なものは13節委託料、児童手当システムの改修委託料を措置するものでございます。

4款衛生費の2項清掃費で60万円を追加。11節需用費で方鹿の処分場の機械の修繕を措置するものでございます。

次のページをお願いします。

6款商工費の1項商工費は、財源内訳の変更でございます。前回の臨時会でご承認いただいた予算では一般財源を充当するようになってございましたが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を申請して充当するようにしているものでございます。

7款土木費の1項土木管理費で28万8,000円の追加。彦五郎公園のトイレの清掃委託料を措置するものでございます。9款教育費の2項小学校費で1億1,228万6,000円の追加。11節需用費で、自宅学習用のドリルや家庭学習用の図書の購入費等を消耗品費として措置するもの。学校ネットワークの学校校内でのWi-Fi環境を整備するための委託料、それと小中学生に1人1台のタブレットを購入するもの、併せて先生方用のパソコンやカメラなどを措置するものの費用でございます。

3項中学校費で、これは右の説明でございます。小学校費と同じように学習用のドリルとそのほかです。学校校内のWi-Fi環境の整備業務の委託料。1人1台のタブレ

ットの購入費、学校の先生用のパソコン、カメラ等の機材の購入費を措置するものでございます。それに併せて、下の2目教育振興費のほうで、部活動の先生について会計年度任用職員として採用して、それに当たる人件費を措置するものがございます。

次のページをお願いします。

以上、合わせまして3項中学校費の合計は4,399万9,000円を追加するものでございます。

4項社会教育費で26万9,000円の追加。18節備品購入費といたしまして、図書館で使う、返却していただいた資料等の、あるいは図書館に入っている資料の除菌用の設備の購入費でございます。

次のページは、今回の補正を反映した給与費明細書でございます。恐れ入りますが、お目通しをお願いします。

続いて、歳入の説明をいたしますので、8ページをお願いいたします。

2、歳入です。

15款国庫支出金の2項国庫補助金で、合わせまして補正前の額に合計1億7,211万2,000円を追加しております。主なものは、1目総務費国庫補助金の5節新型コロナウイルス感染症緊急経済対策交付金でございます。そのほか民生費、教育費の国庫補助金を充当してございます。16款県支出金の2項県補助金で56万1,000円の追加。先ほどの中学校費の部活動の先生分について、県からの補助金を頂くものでございます。19款繰入金の2項基金繰入金で、5,000万円の額から3,629万6,000円を減額します。先ほど申しましたように、5月の補正予算におきましては、一般財源を充当するところを、今回新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございますから、差引きで3,629万6,000円財調を入れなくなったというものでございます。

次のページをお願いいたします。

21款諸収入の2項雑入で36万円の追加。彦五郎公園内にあります自動販売機の売上げの収入の一部を手数料として頂くものでございます。22款町債の1項町債で2,600万円の追加。学校構内のWi-Fi環境の整備事業についての起債でございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

次回は、6月11日木曜日午前9時となっておりますので、ご参集をお願いします。
ありがとうございました。

延会 午前10時11分